

# 特定非営利活動法人NAGOMI MIND

## 社員・職員への支払い単価に関する規程

### (目的)

第 1 条 この覚書は、特定非営利活動法人NAGOMI MIND（以下、当法人）が、社員・職員が、定款に定める事業を遂行する上で必要となる業務についての賃金支払い基準を定めるために作成する。

### (適応の範囲)

第 2 条 この規程は当法人の社員・職員へ適用する。

### (時給の額)

第 3 条 当法人の支払い基準となる時給単価は、以下の通りとする。

等級	金額 (税抜)	区分
A	3,500 円	各種プロジェクトを管理運営し、かつ他団体との協働を推進できるコーディネート能力を持つスタッフ（関連資格保有者、民間企業での事業部長以上の経験等のある者）
B	2,500 円	各種プロジェクトを責任者として管理運営することが可能なスキルを持つスタッフ（プロジェクトマネージャー経験者等が望ましい）
C	2,000 円	担当事業について、他団体・企業等で目安として5年以上の従事経験がある者
D	1,500 円	上記以外で、一般的な業務を問題なく行うことのできる者

2 等級の決定に際しては、本人と理事長との相談の上、理事会の承認を経て決定する。

### **(例外事項)**

第 4 条 委託先等、相手先との協議により特に必要と認められた場合は、相手先の意向に合わせた謝金単価基準を用いることができる。その際に見積書の提出を要件とする。

### **(補助事業等)**

第 7 条 補助事業、助成事業、受託事業を行う場合であって、謝金の取り扱いについて本規程と異なる基準が示されている事項は、これを優先するものとする。

### **(規程の改定)**

第 5 条 本規定の変更は、理事会の決定を持って行う。

### **附 則**

本規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(令和 6 年 2 月 27 日理事会決議)